

刈谷市の状況について

1 刈谷市の現状

(1) 4歳児数 (令和7年4月1日現在)

男	女	計
620	585	1,205

(2) 市内の年中(4歳児)入園児数 (令和7年4月1日現在)

	園数	園児数
公立幼児園	15	629
公立・私立保育園	21	397
計	36	1,026

※市内の私立幼稚園2園、市外の幼稚園・保育所、ひかりの家、愛知県立岡崎聾学校幼稚園等は把握ができないため、計上していません。

2 刈谷市のフォローアップ体制について 別添4参照

○ 保健センターによる支援

(1) 1歳6か月児健康診査

年36回(月3回)、保健センターによる集団健診及び専門相談を実施。

ア 受診状況(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	1,285	1,334	1,295
刈谷市受診者数	1,284	1,321	1,273
受診率	99.9%	99.0%	98.3%

イ 発達に関する保健指導・支援(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援不要	443	385	356
助言・情報提供	107	124	119
要支援 ※1	734	812	798
要支援率	57.2%	61.5%	62.7%

※1 要支援:保健師による継続支援・状況確認、他機関による継続支援

ウ 発達相談(臨床心理士による相談)

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 ※2	160	153	174

※2 健診日以外の利用者含む

エ 栄養相談(栄養士による相談)

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	172	190	165

(2) 2歳児健康相談、2歳6か月児健康相談

年36回（月3回）、保健センターによる集団歯科健診に併設して健康相談及び専門相談を実施。

ア 対象 1歳6か月児健康診査及び2歳児健康相談での要経過観察児とその保護者、相談希望者

イ 受診状況（単位：人）

2歳児

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者数	684	723	670
要支援 ※1	482	476	417
要支援率	70.5%	65.8%	62.2%

2歳6か月児

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談者数	517	506	485
要支援 ※1	309	289	281
要支援率	58.8%	57.1%	57.9%

※1 要支援：保健師による継続支援・状況確認、他機関による継続支援

ウ 発達相談（臨床心理士による相談）

利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 ※2	93	95	102

※2 健診日以外の利用者含む

(3) 3歳児健康診査

年36回（月3回）、保健センターによる集団健診及び専門相談を実施。

ア 受診状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	1,331	1,229	1,320
刈谷市受診者数	1,327	1,213	1,292
受診率	99.7%	98.7%	97.9%

イ 発達に関する保健指導・支援（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援不要	793	759	768
助言・情報提供	373	356	387
要支援 ※1	161	98	137
要支援率	12.1%	8.1%	10.6%

※1 要支援：保健師による継続支援・状況確認、他機関による継続支援

ウ 発達相談（臨床心理士による相談）

利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 ※2	139	104	136

※2 健診日以外の利用者含む

エ 栄養相談（栄養士による相談）

利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	105	72	79

(4) 1歳6か月児健康診査事後指導（チューリップ相談室：発達相談）

臨床心理士による相談を実施し、適切な助言指導を行う。また、必要に応じて支援に繋げる。年40回開催。

ア 対象 1歳6か月児健康診査後、発達（運動・社会・言語）について経過観察が必要な児の保護者や不安がある保護者

イ 利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延）	82	88	79

(5) 1歳6か月児健康診査事後指導（どんぐりルーム）

1歳6か月児健康診査受診者のうち、経過観察の必要な児に対し、遊びを通して児の発達を促すと共に、母親に対し、児へのかかわり方を指導する。児の集団遊びを通して、心理判定員、保育士、保健師などが多面的、客観的に児を観察し、適切な処遇を検討する。また、早期療育指導に関係する各機関と連携をもつことにより、社会資源を有効に活用し、児への充実一貫した指導を行う。

ア 対象年齢 1歳7か月～3歳まで

イ 実施方法 年齢別にA・Bグループに分け、各グループ年12回開催し、対象者は4回（月1回）参加する。

ウ 利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A対象者（実）	86	90	106
B対象者（実）	81	80	71
計	167	170	177

(6) 3歳児健康診査事後指導（ひまわり相談室：発達相談）

臨床心理士による相談を実施し、適切な助言指導を行う。また、必要に応じて支援に繋げる。年12回開催。

ア 対象 3歳児健康診査後において精神面・社会面について経過観察が必要な児及び保護者

イ 相談状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（延）	16	11	10

○ 子育て支援センターによる支援

(1) ことばの広場

どんぐりルーム参加後または3歳児健康診査時の発達相談後、発達、ことばの表出の遅れが気になる児を対象に、保護者や保育士と身体を動かし、遊びの中で心身の発達を促す援助や具体的な支援方法を考える。※令和6年度から開始

ア 実施方法 対象者は8回（週1回）参加する。※令和6年度は12回（週1回）

イ 利用状況（単位：人）

	令和6年度
新規利用者数（実）	22
利用者数（延）	206
開催回数	44回

(2) ラッコちゃんルーム

人との関わりが持ちにくい、落ち着きがないなど発達について心配のある児とその保護者を対象に、少人数のグループで一緒に遊びながら心身の発達を援助する。

ア 対象年齢 就園前まで

イ 利用状況（単位：組）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加組数（実）	122	99	101
参加組数（延）	4,123	4,138	3,565

(3) ことばの相談室

ことばについて心配のある児とその保護者を対象に、言語聴覚士がことばの発達の支援をする。

ア 対象年齢 小学校入学前まで

イ 利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規利用者数（実）	160	125	121
利用者数（延）	385	409	587
開催回数	75回	87回	134回

(4) ぴよぴよ育児相談（巡回）

悩みのある保護者や児の発達に心配がある保護者に対し、臨床心理士が適切な助言・指導を行う。月1回、子育て支援センター（中央6回、北部3回、南部3回）にて開催。

(5) 乳児の運動と遊びの相談

歩き始めまでの児の運動発達について心配がある保護者に対し、作業療法士が児と関わりながら適切な助言・指導を行う。年19回、中央子育て支援センターにて開催。

○ しげはら園による支援（児童発達支援センター）

（１）障害児通所支援事業

発達に心配のある就学前の幼児が、基本的な生活習慣を身につけ、社会的適応能力を伸ばせるよう、家庭との相互協力のもとに、自立に向けて支援を行う。

利用状況（単位：人） ※各年度4月1日在籍人数、（ ）内3月31日在籍人数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在籍人数	29 (28)	29 (32)	27 (30)

（２）保育所等訪問支援事業

幼稚園、保育園、小学校等で、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とした場合、保護者からの申し出により保育所等訪問支援員（保育士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士）が施設に訪問し、対象児・職員・保護者への支援を行う。

利用状況（単位：人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約者数	12	18	26
訪問回数	47回	87回	146回

（３）巡回相談支援

保育士の資格を有する巡回支援専門員や必要に応じて臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士が、幼稚園、保育園等の施設を巡回し、「気になる子」についての相談やその保護者、保育教諭等に対する助言・支援を行う。未就園児が集まる子育て広場や保健センター（健診）、子育て支援センター（親子療育）などにも訪問し、地域における「気になる子」を必要に応じて関係機関につなげ連携をとりながら支援を行う。

利用状況

	令和6年度
訪問回数	180回

○ 子ども課による支援（乳児園、保育園、幼稚園）

（１）保育カウンセラー事業

保育カウンセラー（臨床心理士）が、公立保育園・乳児園、私立保育園、公立幼稚園を年5～8回巡回し、こどもの発達や育児に悩む保護者や保育者等の相談に対応する。

ア 公立保育園・公立乳児園・私立保育園：年5回程度、園の要望に合わせて実施

イ 公立幼稚園：年6～8回、園の要望に合わせて実施

（２）巡回支援指導事業

子ども課の巡回支援指導員が各園を巡回し、園の運営や、個別に支援が必要な児の関わり方について指導、助言等を行う。

（３）就園相談・支援

入園申込時や入園前の健康診断時等に保護者より相談があった児や発達の気になる児

に対し、関係者※3により、児の集団場面における様子確認や保護者面談を実施し、入園先について検討する。

※3 児童相談センター心理士、しげはら園、市教育委員会（特別支援学校）等

○ 学校教育課による支援（小学校、特別支援学校）

（1）教育支援委員会

新入学児の適正な就学について審議する。また、特別支援学級への入級や特別支援学校（盲・聾・特別支援学校）への転学について、課題がある在籍児童の審議をする。

（2）新入学児就学指導訪問

新入学児の適正な就学について慎重に判断するため、該当園に対し、該当校の担当者や学校教育課が訪問をする。

（3）就学相談

本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るため、随時面談を行う。その際、障害の状況、本人・保護者の願いを丁寧に聞き取ったり、学校ができること、できないことを丁寧に説明したりする。

（4）かもめ相談（障害乳幼児相談）

刈谷特別支援学校が障害児教育の専門性を活かし、障害のある児やその保護者、家族を支援する。対象は、0歳から就学前までの児とその保護者、家族とする。